

豊岡市新市誕生 20 周年記念市民活動応援事業補助金 募集要項

1 事業の目的

本補助金は、新市制 20 周年の節目に、まち全体の一体感を醸成し、地域のつながりを強化するとともに、市の未来につながる新たなチャレンジやまちの魅力をさらに磨き上げる市民活動を支援します。

2 対象団体

補助の対象となる団体等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 豊岡市内に所在地又は主たる活動場所を有する市民活動団体、NPO 法人、企業及び任意団体等の団体（以下「団体等」という。）であり、構成員が 5 名以上で、かつ過半数が市民で構成されていること。なお、新規に立ち上げられた団体も対象とする。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体を除く。
- (3) 暴力団（豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）（以下、暴力団等）の統制下にある団体でないこと。
- (4) 法人税、固定資産税及び軽自動車税等を滞納していないこと。
- (5) 未成年のみで団体を構成する場合にあっては、保護者又は学校の職員が参画していること。
- (6) 法人格を有しない団体等にあっては、団体の意思決定を行い、執行する組織が確立されていること。

3 対象事業

- (1) 対象となる事業は、次の各号のすべてに該当する事業とします。

ア 次のアからエまでに掲げる要件のいずれかに該当する事業

- (ア) 市民が豊岡の良さや魅力を再認識するための活動
- (イ) 市民の誇りと愛着を深めるための活動
- (ウ) 市民同士や市民と地域のつながりをつくる活動
- (エ) 多様な人々が活躍できる（活動を披露できる）場をつくる活動

イ 市内で実施する事業

ウ 2026 年 3 月 31 日までに実施が完了する事業

エ 豊岡市新市制 20 周年を記念した新規事業

オ 豊岡市新市制 20 周年を記念して拡充する既存事業

カ 広く市民が参加できる事業又は一般に公開されるもの

- (2) 上記の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とします。

ア 営利を主たる目的として実施するもの

イ 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

- ウ 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用し、又は使用するおそれのあるもの
- エ 暴力団等の利益になるおそれがあるもの

4 補助金額

1 事業あたりの補助金額は補助対象経費の 10/10 以内で上限 20 万円（1,000 円未満の額は切り捨て）とし、1 団体あたり 1 回限りとします。

※事業実施に伴い収入がある場合は総事業費から差し引いて算出してください。

※他の補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は重複できません。

【例】新規事業及び既存事業を拡大した事業の補助対象経費

新規事業	新規部分（補助対象）	
拡大事業	既存部分（補助対象外）	拡大部分（補助対象）

5 補助対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる下記に定めるもののうち、市長が必要と認めるものとします。

対象経費	内容	注意事項
報償費	講演や研修会開催にあたり、講師などに支払う謝礼金	団体の構成員の謝金などの人件費は対象になりません
旅費	講師、出演者等の交通費及び宿泊費	団体の構成員の旅費は対象になりません 交通費は対象者、移動手段などを示すこと
消耗品費	事業実施や事務局運営に必要な消耗品類や材料等の購入経費（コピー用紙、封筒、筆記用具など）	備品となる品は対象になりません
印刷製本費	事業に必要な印刷物に係る経費（チラシ・ポスター印刷代など）	
役務費	郵送料、運搬費用、保険代、手数料など	郵送料、運搬費用については誰に何をどこまで送付したかを記録してください。例）参加者 50 名へ案内郵送
委託料	事業を効率的に実施するための委託経費 例）舞台設営・撤去の委託	

使用料及び賃借料	機材や会場などの使用料、賃借料 例) 会議室使用料、機材レンタル、 車両借り上げ料など	家賃(敷金・礼金含む)は対象になりません
その他	事業実施に不可欠と認められる経費	上記(報償費～使用料及び賃借料)項目が対象となる経費の原則になります その他で認められる費用は相当の理由や説明が必要になります

※他の補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は重複してはならないものとします。

(2) 対象とならない経費

- ア 対象団体の経常的な運営費
- イ 事業実施に直接関係しない経費
- ウ 対象団体の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- エ 不動産の取得に関する経費、備品購入費
- オ 食糧費
- カ 対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- キ 他の補助金又は助成金の交付を受けた対象経費
- ク その他市長が不適当と認める費用

6 事前審査

(1) 事前審査に必要な書類

- ア 豊岡市新市誕生 20 周年記念市民活動応援事業申請書
- イ 実施団体概要書
- ウ 事業計画書
- エ 収支予算書
- オ 会員名簿(※任意様式)
- カ その他市長が必要と認める書類

※市税に未納がないことが確認できる書類

(法人市民税や固定資産税等が課せられている団体のみ)

(2) 提出方法及び提出先

- ア 電子メールの宛先

宛先：豊岡市役所経営企画課

E-mail : keieikikaku@city.toyooka.lg.jp

※ペーパーレス推進のため、原則電子メールでの申請にご協力をお願いします。

※電子メールによる提出の場合は、以下の「メール件名記入例」に倣って件名に記入してください。また、容量の問題から複数回に分けて送信される場合は、件名の最

後に（何通目/全体数）の形式で記入してください。

【メール件名記入例】

【申請】豊岡市新市誕生 20 周年記念市民活動応援事業補助金（団体名）（1/3）

イ 紙（郵送・窓口持参）での提出先

〒668-8666 豊岡市中央町 2 番 4 号

豊岡市役所 経営企画課

7 補助対象事業の選定方法

補助対象事業の選定については、別に定める選考委員会において申請内容を審査し、2025 年 7 月末頃までに承認（又は不承認）団体を決定します。なお、承認団体については、市ホームページ等で公表を予定しています。

【主な審査基準】

- ・申請内容が対象事業及び申請要件等の条件に合致しているか
- ・実行可能な計画であるか（予算・スケジュール・体制・規模など）など

8 事前審査結果について

事前申請のあった各団体に対し、豊岡市新市誕生 20 周年記念市民活動応援事業申請承認（又は不承認）通知書により、審査結果を通知します。併せて、承認された団体には交付申請等の手続きに必要な様式を送付します。電子メールで提出された場合は、電子メールで送信します。

9 交付申請について

承認された団体は、前条の規定により承認された対象事業について、補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出します。

10 交付決定について

交付申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知します。

11 変更の申請が必要な場合について

事業内容や予算等に大幅な変更がある場合には、事前に補助金事業等変更申請書（様式第 3 号）、中止する場合は事前に補助事業等中止（廃止）申請書（様式第 3 号の 2）を提出し、承認を受ける必要があります。手続きが必要か不明な場合は事前にご相談ください。

12 実績報告・補助金の額の確定

対象事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第 4 号）に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日以内又は 2026 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。

- (1) 実施報告書（様式任意）
- (2) 収支決算書（様式任意）
- (3) 事業実施に係る記録写真及び資料等
- (4) 対象経費に係る領収書等の支出を証する書類（書類の原本は団体が保管）

提出された実績報告書等を審査し、市が適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金等額確定通知書（様式第 5 号）により補助団体に通知します。

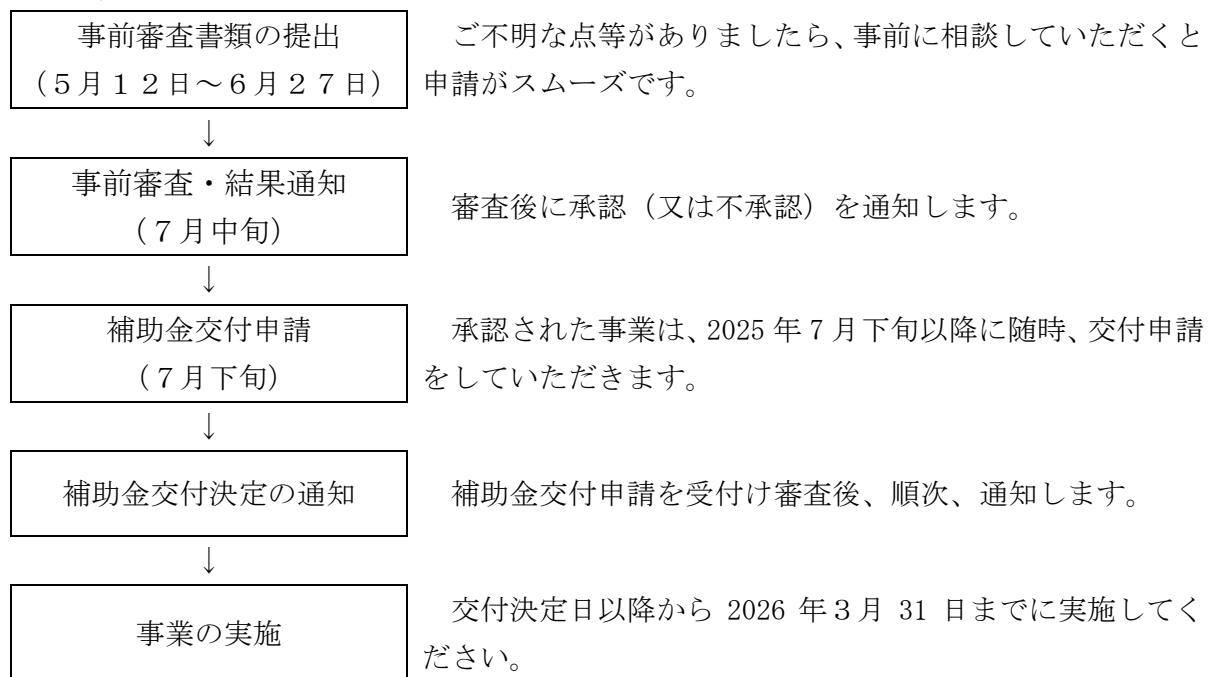
14 補助金の支払い

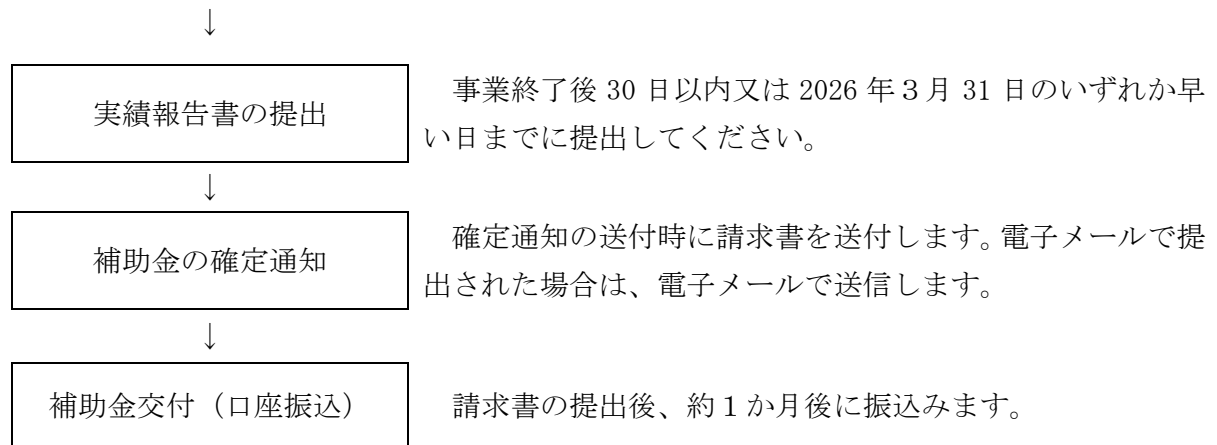
補助金は、補助金の額確定後、補助金等交付請求書（様式第 6 号）の提出を受けてお支払いします。

15 その他注意事項

- (1) 応募は、1 団体あたり 1 件のみです。
- (2) 実施する事業が、豊岡市新市誕生 20 周年記念市民活動応援事業の補助を受けた取り組みであることを広く市民の皆様に周知してください（例：事業名に「豊岡市新誕生 20 周年記念」などの冠やサブタイトルを付ける）。
- (3) 事業終了後、関係書類は 5 年間保存してください。
- (4) 事業実施にあたっては、適正な予算執行（領収書の保管等）に努めてください。虚偽の申請又は報告、補助金の目的外使用等を行った場合、補助金の交付を取り消します。
- (5) 事業実施にあたっては、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。
- (6) 事業の進捗状況について、必要に応じて聞き取りを行う場合があります。

16 応募から事業終了までの流れ





17 問合せ先

豊岡市市長公室経営企画課

〒668-8666 豊岡市中央町 2 番 4 号

電話：0796-21-9022

E-mail：keieikikaku@city.toyooka.lg.jp